

令和6年度（2024年度）第12回教育委員会（3月定例会）議事録

- 1 日時 令和7年（2025年）3月14日（金）
午後1時30分から午後4時40分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩
委員 園田 恭子

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第2号 熊本県立図書館利用規則の改正に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第3号 「熊本県学校教育情報化推進計画」の策定について
- 議案第4号 文化財の指定について
- 議案第5号 令和7年度（2025年度）教育庁及び教育機関（学校を除く。）の役付職員の人事について
- 議案第6号 令和7年度（2025年度）県立学校長の人事について
- 議案第7号 令和7年度（2025年度）市町村立学校長の人事について
- 議案第8号 教職員の分限処分について

（2）報告

- 報告（1） 県立学校における自転車通学生のヘルメット着用許可条件化について

5 会議の概要

（1）開会（13:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第5号から議案第8号は人事案件等のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第4号及び報告（1）を公開で審議し、非公開で議案第5号から議案第8号までを審議した。

（4）議事

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」御説明いたします。

提案理由を1ページに記載しております。2月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して意見を申し出たことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

意見としては、次のページにありますとおり「原案どおりで差し支えない」旨を回答いたしました。

該当の議案は、3ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず、第1号から第44号の令和6年度2月補正予算及び令和7年度当初予算関係の議案について御説明させていただきます。

4ページから71ページまでが議案本文です。72ページに教育委員会関係の2月補正予算を整理しておりますので、御覧ください。2月補正予算の総括表です。今回の歳出予算補正については、最下段「教育委員会合計」欄の左から2番目にあります5億2,566万円余の減額で、通常分で8億3,155万円余の減額を行う一方、国の補正予算対応分は3億588万円余の増額としております。

次の73ページを御覧ください。令和7年度当初予算の総括表です。1,341億1,739万円余を計上しており、昨年度と比べて1億3,293万円余の増となっております。

次の74ページから75ページでは、来年度の主要な事業を紹介しております。「1基本的な考え方」のとおり、「くまもと新時代教育大綱」及び「第4期教育振興基本計画」を踏まえ、「変化の時代に対応した質の高い教育の推進」「共生社会の実現に向けた教育の充実」「世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり」「活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興」「災害からの復旧・復興」の基本目標達成に向けた取組を推進して参ります。全部新規事業は☆、一部新規事業は★で表記し、カッコ内の計数は令和6年度の現計予算額を記載しています。教育委員の皆様には事前に御説明しておりますので、それぞれの事業についての具体的な説明は割愛させていただきます。

続きまして76ページをお願いします。2月補正の繰越明許費補正の一覧です。これは、国の補正予算に対応して2月補正に計上する事業等について、今年度内の執行が困難であるため、次年度へ予算を繰り越す枠を設定するものです。

次の77ページをお願いします。2月補正の債務負担行為の一覧です。業務委託や土地の賃借など来年度当初から実施するため、本年度中に委託契約を締結しておく必要があるものや、複数年契約を行う必要があるものに債務負担行為を設定するものです。

78ページをお願いします。当初予算における債務負担行為設定の一覧です。県立学校の改修工事など、令和8年度以降の期間の確保が必要となるものについて、当初予算で債務負担行為を設定するものです。

次に、条例等議案について御説明させていただきます。

79から141ページは、第57号「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」です。142ページの条例等議案関係（概要）を御覧ください。人事委員会勧告等に基づき、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例ほか9条例について、給料表や昇給の取り扱い、及び扶養手

当等諸手当の改定を行うものです。

次に144ページをお願いします。第78号「熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」です。145ページの概要を御覧ください。熊本県立高等学校の授業料を徴収するシステムの変更に伴い、授業料の納付期限を変更するものです。

続きまして146ページをお願いします。第85号議案「財産の減額貸付けについて」です。147ページの概要を御覧ください。一般財団法人熊本県青年会館に対して減額貸付けしている県有地の貸付期間が、令和7年3月31日をもって満了することに伴い、更新を行うものです。

最後に、148ページをお願いします。第91号「権利の放棄について」です。150ページの概要を御覧ください。放棄する権利は、「育英資金貸与金債権」で、5件の合計が未償還元金485万8千円余と延滞利息9万8千円余になります。「2 放棄する理由」のとおり、貸与の相手方及び連帯保証人の破産により回収の見込みがないと判断されるため、権利を放棄するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 熊本県立図書館利用規則の改正に係る臨時代理の報告及び承認について

社会教育課長

社会教育課です。議案第2号「熊本県立図書館利用規則の改正に係る臨時代理の報告及び承認について」御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

まず、提案理由ですが、本規則の改正については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理したため、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

資料5ページをお願いします。令和6年2月1日、「こども本の森 熊本」の設置に伴い、熊本県立図書館設置条例に第4条を追加したことにより、条ずれがありました。本規則に一部改正漏れがございましたので、速やかにこの条ずれを改める必要が生じました。

資料4ページをお願いします。新旧対照表の左、「この規則は、熊本県立図書館設置条例第4条の規定に基づき」を、「この規則は、熊本県立図書館設置条例第5条の規定に基づき」に改めております。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第3号 「熊本県学校教育情報化推進計画」の策定について

教育政策課長

教育政策課です。議案第3号「熊本県学校教育情報化推進計画」の策定について御説明いたします。

1 ページをお願いします。

本計画については、11月定例教育委員会のフリートーキングで素案を報告しましたが、その後、パブリック・コメントを実施、外部有識者会議において検討を行い、今回、最終計画案について、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会に付議するものです。

2 ページをお願いします。「パブリック・コメントの結果について」を御覧ください。

上段に記載のとおり、昨年12月23日から1月21日の期間でパブリック・コメントを実施し、4人・1団体、15件の意見の提出がありました。

15件のうち、1件を反映、3件を既に記載済み、7件を参考、4件をその他として取り扱いました。

中段以下、「4 意見の概要と県の考え方」のうち、意見の反映として整理しているもの等を中心に御説明いたします。

まず、意見 No. 1 について、県立高等学校の学習者用端末の更新に当たり、購入手続き等において、教職員の事務負担がかからないようにしてほしいと御意見がありました。御意見を踏まえ、端末の更新に当たっては、「学校の事務負担軽減等を踏まえながら」整理していく旨、計画に追記しました。

意見 No. 2 について、高校入試のインターネット出願等、各種手続きについて環境整備を進めてほしいと御意見がありました。県立中学校・高等学校入学者選抜に係る業務については、システム化を推進していく旨計画に記載しております。その他の手続きについても、申請状況や学校現場の意見等踏まえ検討して参ります。

意見 No. 3 について、急速に進むデジタル化に対応するため、教科ごとの研修等も検討してほしい等の御意見がありました。教職員向け研修については、教科・校種・習熟度等に応じて、ICTを効果的に活用した授業づくり等のためのより実践的かつ効果的な研修の充実を図る旨記載しております。

なお、その他については、整備状況や学校現場の御意見等を踏まえ、検討して参ります。

その他の意見としましては、校務支援システムの見直し、ネットワークの統合、教職員用端末の一台化に当たって、セキュリティ強化や見直しに係る業務の負担軽減等への配慮をお願いしたい等の御意見がありました。

見直しや統合等に当たっては、活用方法、セキュリティ対策、学校現場の意見等を踏まえ、今後、取組を進める中で検討して参ります。

パブリック・コメントの結果についての説明は以上です。

次に、4ページをお願いします。11月定例教育委員会のフリースピーキングで素案について御説明しましたが、計画最終案について、概要版で御説明させていただきます。

上段に記載しております「基本的方向性（目指す姿）」として、ICTを活用し、一人一人の児童生徒が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるような「資質・能力」を育成することとしています。

そのため、本県では、ICTの活用による「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」と「学校の業務改革」の実現を目指し、その実現に向けては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実や、児童生徒に係る様々なデータの連携による新たな学習指導・学校経営の高度化が必要であり、教育DXの推進とともに、教職員の負担軽減を図りながら、取組を進めて参ります。

下段ですが、これらの基本的方向性に沿って、「全般的事項」、「児童生徒の情報活用能力」、「教職員のICT活用指導力」、「ICTの環境整備」、「ICT推進体制の整備と働き方改革」の5つの項目により整理し、基本的な方針のもと、取組を推進していくとしています。

また、計画では、本県における学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するに当たって、目標（指標）を設定しています。

基本目標（成果指標）として、「1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合」、「児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面で1人1台端末を使用（ほぼ毎日＋週3回以上）させている学校の割合」、「ICTを活用した校務の効率化（事務の軽減）の優良事例を十分に取り入れている学校の割合」の3つを設定しています。

また、各項目について右側の「目標達成に向けた取組み」として、学校情報化優良校認定の再取得や、研修の充実、1人1台端末の着実な更新や校務での汎用クラウドツールの活用等を推進して参ります。

教育政策課からの説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

2ページの意見番号1については、反映ということですが、一番下の修理等について、対応を検討されているのか教えてください。

教育政策課長

意見番号1のうち、一番下の修理等については、計画自体というよりは、計画の下で、具体的に実施していく施策と考えています。そのため、計画自体への反映はしていませんが、パブリック・コメントの内容、御意見を踏まえ、今後、計画の下で進めていく各種取組の中で、検討・取組の改善に生かして参りたいと考えています。

田口委員

当該取組について、既に実施している自治体ばかりなのか、実際、実施していて効果があるのかどうか興味があります。

教育政策課長

3点目に関しては、基本的にBYODで端末が個人所有になった場合に、一括の修理センターを設ける・設けないという御意見です。

一方、各市町村における現状として、義務制はBYODではなく無償貸与であり、

前提が異なるため、実際のところ、県内では、BYOD で修理センターを設置しているところはありません。

他県で既に高校で BYOD を実施している自治体については、現状把握できていないため、BYOD を進めていく上で、先行して BYOD を導入している他県の情報を収集しつつ、対応を検討して参りたいと思います。

西山委員

教育の情報化は進めていかなければならないので、計画自体には異論はありません。計画推進に当たって、好事例を横展開、参考にするには必要だと思っておりますが、ICT の活用についての事例紹介等は、ホームページ等で見ることはできますか。

教育政策課長

事例紹介については、県のホームページ自体、また特設サイトを設ける等によって、事例の横展開等の周知を図っています。

西山委員

私たちは、メール等でお知らせがあり、アドレスからホームページを見ることができますが、ホームページからでは事例をなかなか見つけることができません。

教育政策課長

熊本県教育委員会の教育の情報化のページから入り、学校における好事例に関しては、「くまもと GIGA スクールプロジェクト」の項目にリンクがあります。

本県では、「くまもと GIGA スクールプロジェクト」という学校における取組を進めるプロジェクトを実施していますが、当該プロジェクトについては、特設サイトを別途用意しています。特設サイトで、教科指導における ICT の活用や校務の情報化、推進体制の構築等の好事例について、各種掲載し、発信しています。

西山委員

好事例を先生が見やすい設定・環境を作ってもらい、情報化推進計画を進めていくこと、計画を推進しながら、好事例を横展開していくことなど、運用の部分で、いろいろな工夫を実施してもらいたいと思っていますので、よろしくお願いします。

教育政策課長

御指摘も踏まえて、好事例の紹介の工夫等ができるように進めて参ります。

教育長

特設サイトとは、GIGA スクールプロジェクト特設応援サイトですか。

教育政策課長

特に、学校現場における好事例に関しては、くまもと GIGA スクールプロジェクトの下、特設サイトを設けて、詳細や好事例も含めて掲載し、学校の先生たちへ情報発信しています。

西山委員

特設サイトは、学校の先生だけではなくみんなが見られるようになっていきます。学校の先生だけのサイトがあってもいいように思います。事例を見つけようとしても、なかなか見つからないので、何か工夫してもらいたいと思います。

教育政策課長

承知しました。

三淵委員

計画を事前に確認する中で、特に不登校について、計画では必然的に対策をしなければならず、計画に記載することで不登校対策についても何かプラスになるのではないかと思います。

基本的に、本人に自主性があり、自分でやっていく人はどんどん伸びていくと思いますが、例えば、やる気がない人たちに、どのように働きかけるのでしょうか。運用の仕方になるのかもしれませんが、実際のところ、不登校の子どもたちが、端末を使って授業に参加する、オンデマンドで後日子どもたちが授業を見れる等の取組はありますか。具体的なところが分かりにくかったため、質問するものです。

三淵委員

不登校について、計画を検索するだけでたくさん記載があり、似たような記載となっています。私のイメージとして、学校に行けない子どもたちも、ICT技術・端末を使って、家にいても先生とやりとりをしたり、授業に参加したり、そういった取組を進めていくのではないかと考えていますが、不登校という言葉がたくさん出てきて、不登校対策、不登校予防等は書いてありますが、具体的にはどのような取組となりますか。

教育政策課長

例えば、計画の26ページの中段で、いじめ・自殺・不登校等の対応の充実を掲げています。

委員が話されたとおり、端末は未然防止にも活用でき、例えば、1人1台端末の活用による児童生徒の心身の状況の把握、心の健康観察の実施に関しては、持ち帰った端末を使って、不登校又は学校外にいる子どもについても、健康状態を把握することができる状態になってきています。実際、本県でも、一部市町村の協力を得ながら、モデル事業を展開し、モデル開発を進めているところです。

その他、各学校での取組となりますが、環境が整っていれば、授業に遠隔で参加することも、一部では取り組むことが可能となっています。

また、端末を活用して、課題を送り、児童生徒が各家庭で取り組む、ドリルのアプリを使って家庭学習を充実させていくということも可能となります。

端末自体ではありませんが、来年度予算案の中に、オンライン教育支援センターという形で、メタバース等を活用し、オンラインで、家庭で、不登校になっている子どもに対しての支援ができる仕組みについても、今後、県でも検討していきます。1人1台端末を経由して、センターへ入っていくということも含めて、検討していくことになると考えています。

当該取組により、端末を活用した不登校の未然防止のみならず、不登校の子どもへの支援、必要となる場合は、学校に復帰したいと考える際に、円滑に学校に復帰できるような手助け等にも活用していけるのではないかと考えています。

三淵委員

未然防止だけではなく、不登校となった子どもたちにどのように再登校してもらうかということも大事だと思っていますので、お尋ねしました。

また、心配なのは、オンラインで授業を聞いておけば学校に行かなくていいと子どもたちが思わないように、その辺もまた何か工夫しているのではないかと考えました。

田口委員

先日、ゆうあい中学校の卒業式に参加しました。12名の卒業生で、これは九州地区で一番多い卒業生であり、非常に充実し、一人一人が頑張られたのだと思

いました。

ゆうあい中学校の取組の拡充の中の1つに、オンライン生があり、オンラインで学べるとして、現在募集もされていますが、オンライン生へのパソコンの貸与について、県としては、どのように考えているのか教えてください。

義務教育課長

オンライン生は正式な生徒ではないため、貸与はしていない状況です。先ほどの話に通じますが、オンラインでの授業を認定すると、結局、通信教育になってしまいます。オンライン授業については、義務教育の場合、制度上非常に難しい面があるという現状です。

田口委員

オンライン授業では、卒業認定ができないことは理解していますが、オンラインでも勉強したいという方が多くいます。大学の学生も同じですが、携帯でzoom等を利用し、授業を受けている学生がいます。これは学習効果がなかなか望めず、あまり環境としては良いものではありません。

学びたい方がいて、県としてオンライン生を募集しているのであれば、ある程度支援することが当然ではないかと思いますが、オンライン生に対する貸与等の支援についての考えは全くないのでしょうか。

義務教育課長

県としては、まず、学びたい方に対して学べる場を提供して、オンライン生への対応を行いました。端末の貸与を正式な生徒でない人に対してできるかどうかも含めて検討させてもらいたいと思います。

田口委員

熊本市在住のオンライン生もいますので、端末貸与について、熊本市にも相談してもらえたらと思います。

義務教育課長

オンライン生は、委員のお話のとおり、熊本市からの生徒も多い状況であり、熊本市教育委員会とも相談したいと思います。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第4号 文化財の指定について

文化課長

文化課です。議案第4号「文化財の指定について」御説明いたします。

1 ページを御覧ください。提案理由ですが、文化財の指定については、関係条例等の規定により教育委員会に付議する必要があるため、お諮りするものです。

2 ページをお願いします。答申文(写)のとおり、令和7年2月3日に開催した県文化財保護審議会において、「国造神社 神殿・拝殿 附棟札」、「木造天部立像(伝十一面観音菩薩立像)」、「寛政津波教訓碑」の3件を県の文化財に指定するよう答申が出されております。

それでは、指定案件の概要について説明いたします。

10 ページを御覧ください。指定案件3件の概要は表のとおりです。

1 件目は、重要文化財（建造物）「国造神社 神殿・拝殿 附棟札」です。所在する市町村は阿蘇市です。寛文 13 年（1673 年）に建立された神殿と江戸時代中期に建立された拝殿からなります。特に、神殿は熊本藩領内で最古級の神社建築です。木立に囲まれ神殿と拝殿が建つ歴史的景観は近世以前の姿を今に伝えていきます。また、神殿の棟札も熊本藩によって再興されたことを示す史料として重要です。

2 件目は、重要文化財（彫刻）「木造天部立像（伝十一面観音菩薩立像）」です。所在する市町村は美里町です。県内に残る数少ない平安時代前期、10 世紀の作と考えられる仏像です。また、肥後国における広域的・長期的な信仰の歴史に関わる重要な作例です。

3 件目は、重要文化財（歴史資料）「寛政津波教訓碑」です。所在する市町村は熊本市です。寛政 4 年（1792 年）に発生した雲仙普賢岳噴火に伴う津波被害の教訓を刻む石碑で、地域住民からの発案で藩と合作して建立された大変貴重な歴史資料です。江戸期の津波供養碑は各地に見られますが、教訓の継承だけを目的としたものは県内では本石碑が唯一で、全国的にも珍しいものです。

11 ページから 16 ページには各指定案件の詳細及び写真を掲載しておりますので御覧ください。

また、17 ページ以降には今回の指定後の県指定文化財の件数等参考資料を掲載しております。

このように、指定候補である 3 件の文化財は、いずれも本県を代表するものであり、指定に値するものでございます。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

三淵委員

国造神社ですが、去年地元の方に連れられて行きまして、とても素晴らしい神社だと思いました。地元の方が、宮様の方も参拝に来られると言われていて、本当に素晴らしいですが、指定が少し遅いのではないかという気がします。指定されて良かったという気持ちが大きいです。

文化課長

私も現地を拝見して、実際に地域の方々が日々参拝に来られる様子も伺うことができました。委員御指摘のとおり、このように立派なものが今頃ということですが、文化財を県指定にする場合、候補となる文化財のジャンルを問わずに 400 数十件ほど一覧に整理した台帳があります。その中からそれぞれの専門分野の審議会委員と文化課の学芸員が協力をして価値付け等を行っており、内容によっては価値付け作業に 1 年、2 年くらいかかるものもあります。条件が整ったものから年間 3 件ほどを指定しているのが現状です。私ももう少し指定が進み、指定をすることによって、文化財の保存・活用が進んでいけばいいと願っていますが、現実的には中々思ったようにははかどっていないところがあります。

三淵委員

おっしゃるとおりです。素晴らしいものだったのでは、是非、このまま永久的にきちんと保存されることを願います。そのためにも指定が大事だと思います。

阿蘇神社は有名ですので、国造神社ももっとアピールされて良いのではないかと思います。

文化課長

国造神社は阿蘇神社の摂社で非常に阿蘇神社と縁の深い神社です。もっとアピールをということについては、最近では文化庁も文化財を保存するだけでなく、活用していくことにも力を入れています。文化課でも活用の一つの方法として昨年度から公式SNSを開設し、国造神社だけでなく順番に県内の国指定・県指定の素晴らしい文化財の紹介を行っています。

教育長

今後のスケジュールはどうなっていますか。

文化課長

教育委員会で承認いただいた後、県公報に登載することにより正式に指定という運びになります。3月中に正式に指定になります。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告（１） 県立学校における自転車通学生のヘルメット着用許可条件化について

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。報告（１）「県立学校における自転車通学生のヘルメット着用許可条件化について」御説明します。

令和５年４月に改正道路交通法が施行されたことにより、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。県教育委員会では、県立学校全ての生徒がヘルメットを着用し、自らの命を守ることができるよう、令和７年度から自転車通学生のヘルメット着用を通学の許可条件にすることを念頭に、各学校の実態に応じた取組を行ったところです。本年度はその準備期間といたしました。

資料を御覧ください。１「現状」に記載のとおり、準備が整った学校は先行的に許可条件とし、報道にも取り上げられたところです。

２「着用率調査結果」です。令和４年度からの調査結果を示しております。令和５年４月の改正道路交通法施行後から比較しますと、着用率の上昇が見られております。

また、３「令和６年度の取り組み内容」については、本課の取組として、４月にはヘルメット着用推進リーダー校を公募し、阿蘇中央高校、小川工業高校２校を指定しました。学校は、自転車乗用時のヘルメット着用を実践する、いわゆる「ヘルメット着用推進リーダー」を選定し、着用の普及促進を行いました。

また、１２月には３学期から自転車通学生のヘルメット着用を通学許可条件とした鹿本高校で、県警察本部と連携した、ヘルメット着用セレモニーを実施しました。３学期の始業式では着用率１００％だったという報告があり、現在も着用率１００％であると聞いております。

その他にも、済々黌高校ではPTAが中心となり、ヘルメット着用推進グッズが配付されるなどの取組も行われました。

今年度、ヘルメット着用推進に係る取組において、学校だけではなく、警察や熊本市、PTAなど関係機関に御協力いただき、このようにヘルメット着用の普及促進が行われたことに、深く感謝をしているところです。

このような取組を経て、令和7年2月18日付で別添のとおり再度全ての県立学校において、自転車通学生のヘルメット着用を自転車通学の許可条件とする通知を発出し、次年度のスタートを迎えることになりましたことをここに御報告させていただきます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

園田委員

子供が高校の時、自宅から最寄りの駅までと、藤崎宮から高校までの2回自転車を使っていたのですが、そういう場合は、学校は自宅から最寄りの駅までもヘルメット着用の努力義務とするのか、どのように判断されますか。

学校安全・安心推進課長

最終的に学校の判断になると思いますが、公共交通機関を使う場合、自宅から最寄りの駅までと、その後学校まで自転車を使いますので、そのヘルメットをどうするかというところもあると思います。公共交通機関に乗るときにヘルメットを持参していけば、2つ購入する必要はなくなると思います。

現在、学校が一番苦慮し、検討しているのが、ヘルメットの保管場所です。

また、委員から御指摘ありましたように、公共交通機関に自転車を置いている生徒もいます。そのヘルメットをどうするかというところは、各学校でそれぞれ工夫をされているようです。

田口委員

熊本市では補助金制度を導入されていますが、熊本市外でそのような補助金制度を導入されている自治体はありますか。

学校安全・安心推進課長

熊本市では、今の中学3年生、高校1年、高校2年生を対象に一部購入費の補助をしており、私たちも色々と情報共有をしながら進めているところです。

熊本市以外では、長洲町と玉東町も同様の取組をされていると聞いております。

田口委員

県教育委員会で推奨されるのであれば、保護者の方々が購入しやすいような制度も含めて、動きを後押しされると良いと思いますが、直接自治体に御検討いただけませんかということは、なかなか言いづらいところがありますか。

学校安全・安心推進課長

熊本市の取組も、首長部局の取組で、市長の公約にも上げられていたことを踏まえ、熊本市の自転車利用推進課で強く推奨されていると聞いております。熊本市からは、近隣の自治体にも熊本市の取組の情報は提供されていると聞いております。

田口委員

生徒の命を守ることにもつながりますので、義務化と言うだけではなく、導入がしやすいような手立ても含めて御支援いただければと思います。

三瀬委員

ヘルメットが子供の頭を守る、その命を救ったというデータをぜひ出して欲しいです。警察の仕事かなと思いますが、公安委員会と話した時に出されたデータが分かりにくかったので、ヘルメットを着用した方が明らかに死亡率の何パーセントが減るというデータがあると良いと思います。

学校安全・安心推進課長

本年度、各学校の安全担当の教員を対象に県立劇場で研修を実施しました。そ

の中の1コマに、県警察本部の方から、交通安全について、様々なデータを示していただきながら、ヘルメット着用の有効性を含め、お話をしていただいたところです。

また、鹿本高校などいくつかの学校では、直接、県警察本部の方からそのようなデータも示しながら、ヘルメットの有効性について子供たちに話をしていただきました。しっかりとそういうところの指導を広げていきたいと考えております。

園田委員

先ほどの通知にもなるんですけども、自宅から駅、駅から学校で自転車を使う場合でも、親の希望として、できれば学校で義務化していただければと思います。

また、どうしても子供たちは、見た目が気になる年頃です。学校からもヘルメットの斡旋は行ってるようですが、選択肢が少なく、なかなか使えないという声もあるので、熊本市のような補助があると自由度が高まり、着用率が高くなるのではないかと思います。ぜひよろしくお願いします。

教育長

高校生のヘルメット着用の許可条件化について、昨年から取り組まれており、基本的には全部の高校で取組を進めていただきたいと思います。

ヘルメットの安全性の問題もありますが、そもそもヘルメットかぶっている子もかぶっていない子も逆走しているところを見かけるため、危ないなと思っています。交通安全ルールについてももしっかり併せて指導していく必要があると思います。各学校でも交通安全の講習をさらに徹底していただければと思います。

学校安全・安心推進課長

本課では、逆走、その次に多いのは並走2列、3列など横に広がって自転車で通学するというような意見もあります。それから無施錠について、盗難防止という点で、駅周辺に停めてる自転車の無施錠についても定期的に警察で調べてもらってます。そのようなところを学校へ情報提供しながら、各学校でしっかりと交通安全教育に努めていただくように、周知をしていきたいと思っています。

教育長

この件については、よろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございます。

引き続きよろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和7年(2025年)4月8日(火)教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後4時40分。